平成３０年（フ）第２３４号
北九州市門司区南本町１番25―107号
債務者　久禮　栄一
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢字大橋37番地１　大橋住宅82号
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第３０号
岩手県奥州市江刺広瀬字宝良27番地
債務者　菊池　香穂
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１５１号
埼玉県深谷市萱場114番地　メゾンフォンティーヌＡ棟102号
債務者　柴嵜　知君
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４３９号
埼玉県川口市戸塚２丁目４番11―803号
ウィルローズ東川口
債務者　真下　綾子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４６１号
さいたま市西区大字佐知川1321番地１　ハイツカナル103
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９９号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目４番32号　シティハイムアサカＢ205
債務者　アルテタ　レアノ　パメラ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２２号
さいたま市桜区大字上大久保633番地１
債務者　佐久間由佳
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２７号
埼玉県川口市上青木西５丁目18番18号　マルテ上青木301号、旧住所埼玉県川口市幸町１丁目１番20―605号　シトラス３ビル
債務者　兼田三奈子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３６号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　Ｆ―505
債務者　早瀬　佳世
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６６号
埼玉県久喜市南２丁目６番11号　グリーンプラザ202
債務者　白鳥　友紀
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
埼玉県東松山市元宿２丁目２番地18　ファミールナカジマ２―Ａ
債務者　野本　　裕
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１４５号
埼玉県東松山市若松町２丁目３番24号　若松ハイツ302
債務者　岩城　敬市
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６２号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目５番94号、前住所大阪府和泉市弥生町２丁目20番10号
債務者　西田美千子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７６号
大阪府岸和田市畑町３丁目21番41号、前住所大阪府岸和田市土生町５丁目３番46―601号
債務者　中嶋やよい
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８１号
大阪府和泉市葛の葉町３丁目５番180号
債務者　紀ノ本美帆（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０２号
大阪府泉南郡田尻町吉見290番地６
債務者　Ｔ．クラフトこと　日根　敏晃
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係